

---

## 平成19年第2回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成19年3月5日(月)

---

### 1. 議事日程第2号

平成19年3月5日(月) 午前10時開議

第 1 議案質疑(議案第4号から議案第25号、議案第32号から議案第38号並びに諮問第1号)

第 2 予算特別委員会の設置について

第 3 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託

(議案第4号から議案第25号、議案第32号から議案第38号、請願1件、陳情7件)

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑(議案第4号から議案第25号、議案第32号から議案第38号並びに諮問第1号)

日程第 2 予算特別委員会の設置について

日程第 3 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託

(議案第4号から議案第25号、議案第32号から議案第38号、請願1件、陳情7件)

---

### 出席議員(16名)

1 番	宿 利 俊 行	2 番	清 藤 一 憲
3 番	松 本 義 臣	4 番	高 田 修 治
5 番	秦 時 雄	6 番	湯 浅 至
7 番	江 藤 徳 美	8 番	藤 野 修 二
9 番	藤 本 勝 美	10番	日 隈 久美男
11番	佐 藤 健次郎	12番	後 藤 勲
14番	神 田 義 彦	15番	安 達 宏 彦
16番	片 山 博 雅	19番	小 野 菊 男

### 欠席議員(1名)

13番 穴 井 丈 洋

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄                      議事係長 穴井陸明

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長 兼自治振興室長	小幡岳久
企画財政課長	秋吉徹成	税務課長	大塚章雄
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	(欠員)
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	小川敬文	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	麻生長三郎	会計課長	日隈駿一
人権・同和対策 室長兼隣保館長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝原哲夫	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

---

午前10時00分開議

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

本日の会議に、欠席の届が提出されておりますので報告いたします。

議員につきましては、13番穴井丈洋君、体調不良のため欠席の届が提出されております。

ただ今の、出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集2ページをお開きください。

議案第4号、玖珠町副町長の定数を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番秦君。

○5 番（秦 時雄君） 5 番秦です。

町長と副町長のですね、その権限というか、権限、これはどういう、もうどういうふうに解釈をしていったらよろしいんでしょうかね。助役という立場であった、今度は副町長というですね。

○副議長（後藤 勲君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お手元に配付をいたしております資料編の3ページから、その件について詳しく記述をいたしております。

権限そのものはもう今までどおりで、全く変更はないということで、ただ、収入役と助役のトップマネジメントの分が、今までは、その責の1つを収入役がしておってございましたけど、それが助役が、まあ収入役も町長の補佐をするというマネジメント機能を持ってましたけど、それを今度、助役が1人であるということになるかと思えます。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第5号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案集5ページをお開きください。

議案第6号、森まちなみ公園の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 1 番宿利です。

立派な公園がですね、できているようにありますが、これの管理はどういうこと、形でなさるのかですね、お聞きしておきたいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 公の施設ですので、この管理の、条例の制定をしていただいた暁に、地元  
の森まちなみづくり協議会と協議をし、実際には指定管理者制度を導入するというので、それに向けて、  
今、協議をしております。

○副議長（後藤 勲君） ほかに、1 番宿利君。

○1 番（宿利俊行君） もうこれはですね、当然ですね、ボランティアだけではできにくいんじゃないか

など。したがって、町費あたりを幾分助成をするというような形になるのかどうか。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 基本的には、維持管理を、指定管理者制度を導入してお願いするわけですが、直接的には、なかなか町費を助成、町費でもって助成するということはちょっと無理かなというふうに現時点では考えております。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案集8ページをお開きください。

議案第7号、玖珠町立若竹保育園の民営化に伴う運営検討委員会条例の制定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

2番清藤君。

○2番（清藤一憲君） 2番清藤です。

若竹保育園の民営化ということで、審議会を設けてしてるようになってますけど、大体のこの何というか実施年数はいつごろなのか、もし分かれば教えていただきたいなというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 来年度一杯をこの審議の期間に充てて、さ来年度、平成20年度の4月1日から実施したいと考えております。

○副議長（後藤 勲君） ほかにありませんか。

1番宿利君。

○1番（宿利俊行君） この条例案はいずれ文教民生に回ってきますので、その中で慎重審議をいたしたいと思っておりますがね、若干私個人的な意見になりますけどですね、時期尚早ではないかなというように気がいたしております。

○副議長（後藤 勲君） 1番の意見ということでありますが、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集10ページをお開きください。

議案第8号、玖珠町人権同和啓発センターの設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集12ページをお開きください。

議案第9号、玖珠町監査委員条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番秦君。

○5番(秦 時雄君) 5番秦です。

この玖珠町監査委員会条例の一部改正ということで、第2条削除、これは監査委員の定数は2人となっておりますけれどもですね、これ削除ということはどういう、この人数はどういうふうになるわけでしょうか。

○副議長(後藤 勲君) 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(小幡岳久君) 町長の議案説明の中で説明を申し上げてと思いますが、地方自治法の一部改正において、市町村の監査委員の定数については2人が法定の定数と規定をされました。さらに、条例で増員することができるかと規定されました。

したがって、玖珠町は2人体制を維持するため、あえて条例を定める必要はなくなりましたので、第1条より定数を定めた根拠条文を削りますということでありまして、その上位法のもう定めがありますので、あえて町条例の中で定数を定めることはないということで、これも副町長等の一括したものでございまして、今回、これに合わせて監査委員も条例整備をするということで、今回の議会に上程をしたということであります。

○副議長(後藤 勲君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。

議案第10号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番宿利君。

○1番(宿利俊行君) 1番宿利です。

これは行政改革の組織改革なんですが、この現在玖珠町が進めております行革とか、あるいは住民感情とか、そういったことにいささか逆行するような恐れがあるんですが、そこ辺はどういうふうなお考えで組織改革をするのかどうか。

○副議長(後藤 勲君) 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長(小幡岳久君) お答えをいたします。

ご指摘の住民感情と行革という2つの点でございしますが、行革については、管理職の定数を増やさないという方向の変更はありません。

それから、住民感情という件については、町長が冒頭挨拶の中で申し上げましたように、公園整備をさらに推進するというので、公園整備室の新設というふうに申し述べておりますので、私の方からはこれ以上お答えはできないということであります。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

1 番宿利君。

○1 番（宿利俊行君） そうしますと、これまで建設課長が兼任をなさっておったときの人員と変わらない体制でなさるということになるわけですか。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 住民感情についてどう思うかということではありますが、ご質問の趣旨が定かではありませんけれども、この公園整備室というのは、従来、建設課の公園整備係であったわけでありまして、それを、今のところ室長は課長兼務で、そして公園整備係がそのままということでありまして、いささかも行革に反するものでもなければ、従来の組織を継承するわけでありまして、ご指摘の住民感情に反するものとは思っておりません。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページをお開きください。

議案第11号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。

議案第12号、玖珠町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページをお開きください。

議案第13号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第14号、玖珠町保育所設置及び管理条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番安達宏彦君。

○15番（安達宏彦君） ちょっとお聞きをしたいと思います。

玖珠町立くすのき保育園の廃止をする。説明を前回聞いておりませんでしたので、これ現在あるわけなんです。児童福祉法、これもう今委託をしておるのが町立でなくなるから、これを廃止をするということではないでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） 今、おっしゃいましたとおりに、玖珠町立くすのき保育園を廃止して、同時に、現在今、これを認可保育所というふうにならざるに、申請手続中でございます。そういう意味でございます。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページをお開きください。

議案第15号、玖珠町河川取締条例一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番安達君。

○15番（安達宏彦君） 私どもは、初めてこういうことがあったんだなというような気持ちをしております。ただ、改正前と改正後のですね、金額は甚だ大きいと。これは、これが適当なものなのか分かりませんが、早く言えば、協心橋の河川敷の下に露天商が出したときに、平米当り20円のもの、今度は100円になりますよというようなことになるんですかね。それとか、電柱とかそういうものが、150円が170円になる。これは、町の収入としてこれが今まで上がっておったのか。これ、今までは、今から始まるのかちゅうのですが、前と後というのがあるから入ってたんじゃなあとと思いますが、これは町の収入として上がっておったんでしょうかね、お聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 合原建設課長。

○建設課長（合原正則君） お答えいたします。

この河川につきましては、町が管理する準用河川でございます。協心橋等は土木事務所ということになります。それで、以前からこの料金定められておりましたが、これまで準用河川については、あまりそういった料金をいただくということとはほとんどなかった。金額については、町長も開会のときにご挨拶申し上げましたが、県の条例に合わせて改正するというので、小さな河川、準用河川でございますので、

これからもまあ、正確に言えば調査して、町の収入になるわけなんです、以前からは取ってないという状況で、今後については、料金についてはどうするかは、この条例がありますので、検討してまいりたいというふうには思っております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページをお開きください。

議案第16号、わらべの館設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第17号、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページをお開きください。

議案第18号、玖珠町水道事業給水条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） ちょっとお尋ねします。

この条例は6月1日から施行するとありますが、広報くすには4月1日というふうにしてあったと思われませんが、確認できますかどうか。

○副議長（後藤 勲君） 麻生水道課長。

○水道課長（麻生長三郎君） お答えします。

広報については、再度確認をしておきたいと思います。

6月1日からの料金ということで、7月1日の検針ということになります。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（ な し ）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページをお開きください。

議案第19号、玖珠町簡易水道事業条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集31ページです。

議案第20号、玖珠町ストマ用装具助成金の給付に関する条例の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集32ページをお開きください。

議案第21号、大分県市町村会館管理組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集33ページです。

議案第22号、大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページをお開きください。

議案第23号、玖珠町自治会館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番片山君。

○16番(片山博雅君) 各自治会館の指定管理者が、代表者の名前が出ておりますが、この期間が平成20年の3月31日までとなっておりますが、これは代表をそのままするのか、それとも当て職として交代した時点で変わるのか、そこをお聞きします。

○副議長(後藤 勲君) 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 運営協議会そのものでありまして、代表者の変更は都度変更しても議会にかかることはないということでもあります。よろしくお願いします。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページです。

議案第24号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案集36ページをお開きください。

議案第25号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 質疑なしと認めます。

議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第32号から議案第38号までの7議案は、平成19年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思っておりますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第32号、平成19年度玖珠町一般会計予算について、質疑を行います。

議案第32号は別冊となっています。

最初に2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入から14ページ歳出まで、質疑ありませんか。ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、15ページ、歳入、1款町税から26ページ、15款国庫支出金、2目民生費国庫委託金まで、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、16款県支出金から36ページ、22款町債、10目臨時財政対策債、歳入最後まで、質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) これより歳出に入ります。

37ページ、1款議会費から55ページ、2款総務費、6項監査委員会費まで、質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 次に、3款民生費から72ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

(なし)

(「ちょっとお聞きしますけど、今何ページまでですか」の声あり)

○副議長(後藤 勲君) 72ページ、5款労働費までです。

次に、6款農林水産業費から84ページ、7款商工費まで、質疑ありませんか。

10番日隈君。

○10番(日隈久美男君) 6款1項3目19節、74ページの19節負担金及び交付金についてですね、活力ある水田農業振興対策事業補助金とございますけど、この項についてお尋ねします。

今年度よりですね、今年度より集落水田、活力ある集落の資源・環境を守るということで、今年度より農業、県の振興局から金ですね、かなりの金は今から下りてくる、5年間にわたって下りてくると言われておりますが、この金は町に入らなくて土地改良区で管理して行うということでございますが、町としては、一切この項に関与していかないものかどうかと、今まで言われております、町長がですね「水が澄み緑が映える田園文化都市づくり」とありますが、これに一步近づいたような気がしてならない補助金でございますが、町としては、これからの管理体制をですね、全然一緒にやっついていかないものか、また、土地改良区単独ですべきものか、この項についてちょっとお尋ねします。

○副議長(後藤 勲君) 日隈助役。

○助 役(日隈紀生君) 農林課長が不在でございますので、私の方から答えさせていただきます。

全体の事業につきましては、平坦部を中心に改良区が設置されておる地域でもってコミュニティ組織を作った中での直接の事業であります。

町の係わりにつきましては、ソフト面の指導的な面につきまして、この予算の中で指導していくというような事業であります。

○副議長(後藤 勲君) 10番日隈君。

○10番(日隈久美男君) これはかなりの金額とされますので、有効利用をですね、町としてもできない問題もあると思います。ただ補助をやるだけではなくして、本当に立派に玖珠町がなるように使って欲しいと思われま。ただボランティア活動に今までしよったから、ほんなら1日2,000円やるぞというふうなお金ではですね、やっぱり内容を吟味して、これからの用途を明確にして、やっぱりより良いまちづくりにそのお金を投与していただきたいと思われま。

○副議長(後藤 勲君) 小林町長。

○町 長(小林公明君) 今、助役がお答えしたんですけども、実は、ご指摘の事業は今年度からスタートすることになりました。全国枠で303億の予算で、農地水環境保全整備事業という事業であります。

これは、農業用水につきまして、その地権者だけではなくて、自治区とか非農家の方も一緒にこの水路を守っていこうという事業でありまして、大分県下では2万ヘクタールぐらいを目指しております。これは、国と県と町からそれぞれ助成金を出すわけでありまして、この事業主体は、土地改良区も参画いたしますけれども、先ほど申し上げましたように、農地の方と、農地の所有者とそれから近隣の住民の方で組織を作って、床浚えだとか草刈だとかそういうことをした場合に、助成金を差し上げるというシステムであります。

かねて、土地改良区がこういう水路の管理について、何らかの助成制度を設けてくれという要請が強かったわけでありましてけれども、それが、一説には、平地の中山間地直接支払制度というふう言われておりますが、この活用は我が町としてもやるようにいたしております。そういうものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3番（松本義臣君） 関連でございますけれども、これは農地水環境資源事業ということでありましてけれども、先般9月の議会で私も一般質問をさせていただいた事項でございます。先日、土地改良区が主体になってそういう説明会等があったようでございますけれども、やはり農林課は、今先ほどありましたように、農林課長が不在でございます。やはり町がですね、町の農林課がやっぱり窓口になってやるものだと思いますけれども、今の人員では、非常にこの3月末までに事業の作成とかそういったことを作らなければ、19年度には間に合わないのかなとそういうふうに思います。

そういうことで、助役などをキャップにして、そして早急にこの事業やっておると思っておりますけれども、その取りまとめに全力を尽くしていただきたいと、これ私の要望でございますけど、よろしく願いしたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ございませんか。

15番安達君。

○15番（安達宏彦君） この活力ある水田農業、これ、今、町長の話では中山間地というようなことをお聞きしましたが、これは中山間地にかからない平坦部分の水田面積に依じて、この中山間地の直接払いがない地域にこれを、この予算が来るといふふうに認識をしておったんですが、今、町長の話では、中山間地の直接支払いの中の一部だといふふうにお聞きしましたが、そうじゃないんですね。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 自席からお答えします。

先ほど日隈議員からお話のありましたのは、活力ある水田農業振興対策事業補助金の50万でありまして、その中で、農地水環境保全整備事業のお話がありましたので、農地水環境整備事業についてお答え申し上げたわけでありまして。

これは、一説に、平地の中山間地直接支払制度だといふふうに言われてるわけでありまして、平坦地の水田を管理する上で、こういう組織を作って整備していこうと。金額はちょっと定かではありませんが、1反4,000円だったと思っております。

それで、我が町としては600ヘクぐらいを今申請して、事業の認定については、すでに作業、農林課の農林土木係の方で担当しておりまして、全県的には2万ヘクタールを目指してるというふうな事業でございますから、中山間地直接払制度とは、それこそ直接関係ありませんが、そういう平地の中山間というふうに言われてる事業であります。

○副議長（後藤 勲君） 15番安達君。

○15番（安達宏彦君） 今、私の聞き違いだったかなと思います。平坦部にあって、農家ではなくても、皆さんがね、使う、これもう下水道、我が町には下水道がありませんのでね、そういう水路を使っただけのそういう補助金、水路の整備とかそのあれだと思いますが、それが農地に、農地にかかる、1反何ぼだというようなことじゃなくて、やっぱりその地域ですね、水路を利用する全体の人のがやっぱり何ちゅうか、コミュニティを使いながらですね、やっていく。この指導は、それじゃ先ほど日隈議員も言われましたが、土地改良区だけでいいかなと。やっぱり町も、町がですね、ある程度農地、水路だけじゃなくて、やっぱり住民全ての者が、平坦に住んでる全ての者が利用する水路を使うというようなことで、是非その辺のご指導を、行政であるこの町がある程度担うべきじゃないかなと思うんですが、どうでしょうかね。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） それでは、重ねてご質問であります、そのように取り組んでおります。先ほど申しましたように、農林課長が欠員でありますけれども、農林土木係を中心に、土地改良区と協議をして、また、地元の方々とも協議をして、できるだけ多くこの流域の方々に参加していただくような方向でやっていただいております。

ただ、そういう組織が地元でできることが前提条件でありますので、なかなかこれはそういう組織ができないと補助金が入ってこないということではありますが、現在のところ、600ヘクぐらいだったと思いますが、そういう申請をしてるところであります。

○副議長（後藤 勲君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、8款土木費から100ページ、9款消防費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、10款教育費から121ページ、教育費最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、122ページ、11款災害復旧費から125ページ、14款予備費まで、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 次に、126ページ、債務保証等から131ページ、平成19年度玖珠町給与費明細書、146ページ、最後まで、質疑ありませんか。

（な し）

○副議長（後藤 勲君） 議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第33号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成19年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、質疑を行います。

議案第34号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番宿利俊行君。

○1番(宿利俊行君) 水道料金の値上げの改定が出ておりますが、これによってどのくらい単年度です  
ね、効果があるのかどうか。

○副議長(後藤 勲君) 麻生水道課長。

○水道課長(麻生長三郎君) 簡易水道会計につきましては、金額が、ちょっとお待ちください。簡易水道  
会計の19年度につきましては約236万円、20年度につきましては312万7,000円、21年度についても同  
じく310万程度ということであります。

○副議長(後藤 勲君) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成19年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第35号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成19年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、質疑を行います。

議案第36号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案第37号、平成19年度玖珠町老人保健特別会計予算について、質疑を行います。

議案第37号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第37号の質疑を終わります。

次に、議案第38号、平成19年度玖珠町水道事業会計予算について、質疑を行います。

議案第38号は別冊となっています。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 議案第38号の質疑を終わります。

議案集に戻ります。

議案集37ページ、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○副議長(後藤 勲君) 以上で質疑を終了いたします。

## 日程第2 予算特別委員会の設置について

○副議長(後藤 勲君) 日程第2、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

おはかりします。

議案第32号から議案第38号までの7議案は、平成19年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(後藤 勲君) 異議なしと認めます。

よって、平成19年度当初予算7議案は、9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩いたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまま暫くお待ちください。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○副議長(後藤 勲君) 再開いたします。

予算特別委員会の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

1 番 宿利俊行君    3 番 松本 義臣君    5 番 秦 時雄君    7 番 江藤徳美君  
9 番 藤本勝美君    11番 佐藤健次郎君    13番 穴井丈洋君    15番 安達宏彦君  
19番 小野菊男君

の9名を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました9名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条の規定により、委員会において委員の互選となっております。委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。委員の方はお集まりください。控室にお集まりください。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○副議長（後藤 勲君） 再開します。

ただ今、設置されました予算特別委員会委員長に19番 小野菊男君、副委員長に7番 江藤徳美君が選任されました。

### 日程第3 上程議案並びに請願、陳情の委員会付託

○副議長（後藤 勲君） 日程第3、上程議案並びに請願、陳情の委員会付託を行います。

おはかりします。

議案第4号から議案第25号の22議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号から議案第25号の22議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、議案第32号から議案第38号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号から議案第38号までの7議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件、陳情陳7件につきましては、会議規則第95条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました付託表のとおり、各委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件、陳情7件は、お手元に配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、明日6日と7日は各常任委員会、8日と9日は予算特別委員会となっております。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月5日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員